

経営環境変化対応貸付【認定企業】融資要領（ALPS処理水海洋放出）

1 目的

ALPS処理水の海洋放出に伴い、経営に支障が生じている中小企業者等に対し、必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営の安定に資する。

2 融資対象

ALPS処理水海洋放出による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等

3 融資条件等

(1) 融資条件

資金使途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融資金額	2億円以内
融資期間	10年以内（うち据置3年以内）
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% （融資期間が3年を超えるものに限る）
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする

(2) 保証料率

経営状況に応じて年0.45%～1.90%

（信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引く）

（特別小口保険適用の保証となる場合は、年0.72%（信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引く））

(3) 融資取扱期間

令和5年9月25日～令和6年9月30日

4 取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、農林中央金庫・商工組合中央金庫の道内支店、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

5 融資あっせん申込み

融資を受けようとする者は、融資あっせん申込書（中小企業総合振興資金融資要領別紙共通第1号様式）に必要書類を添付の上、商工会議所、商工会、北海道中小企業団体中央会又は(公

財)北海道中小企業総合支援センター（以下「あっせん機関」という。）に提出する。

6 融資あっせん

融資あっせん申込書の提出を受けたあっせん機関は、融資申込者が提出する融資あっせん申込書により、取扱金融機関へ融資をあっせんする。

7 融資あっせん状況の報告

融資あっせんを行ったあっせん機関は、その融資あっせん状況について、毎月分を翌月の10日までに北海道中小企業総合振興資金融資あっせん状況報告書（中小企業総合振興資金融資要領別紙共通第3号様式）により、総合振興局又は振興局を経由（北海道中小企業団体中央会及び(公財)北海道中小企業総合支援センターにあっては直接）し、北海道経済部地域経済局中小企業課に報告するものとする。

8 添付書類

- (1) 決算書2期分（2期分の決算又は申告が終了していない者にあっては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表）
- (2) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- (3) 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- (4) 調書（別記様式）

※中小企業総合振興資金融資要領「経営環境変化対応貸付」の「4 融資の申込み」にある添付書類のうち、「調書（別紙第6号様式）」に代えて上記調書を添付するものとする。

9 その他

本要領に定める内容以外の取扱いについては、中小企業総合振興資金融資要領による。